

ケーススタディで学ぶ

通勤中の事故 労災認定ポイント 簡単まとめ

※類似した場面の災害でも、労災認定されるかどうかは個別のケースによって判断が分かります。
対応に困ったら、労働基準監督署の労災課や労災保険相談ダイヤル（0570 - 006031）などで確認を
取りながら、適切に手続きを進めましょう。
（免責）当資料は、2023年2月時点の情報を基に制作しております。



CASE 1
通勤時の災害

自宅アパートの共用部で転倒した

アパートの2階に部屋を借りている労働者が、出勤の際にアパートの共用部分にある階段を降りていたところ、滑って転倒した。

A. ○ 労災認定される

判断ポイント

住居から就業場所への移動中に起きた災害は通勤災害となります。**住居と通勤経路の境界線は、他者の通行が可能かどうか**で判断されます。

アパートの集合住宅の廊下・階段などの共用部分においては通勤経路と判断されるため、そこで起きた事故は通勤災害として認定されます。

ただし、エントランスにオートロック機能がついたマンション等、住居の設備によっては判断が変わる可能性があります。

類似ケース

労災認定されない

- 戸建てに居住する労働者が、通勤のために自宅ドアを出た後、敷地内の階段で転倒した

他者が許可なく侵入ができない住居の中での事故となるので、労災とは認められません。

CASE2
通勤時の災害

やむを得ず普段とは別ルートで通勤し、事故に遭った

会社に出勤しようと自宅を出て駅に向かったが、電車が人身事故で遅延しており、到着時間の目処が立たない状況だった。そこで普段は使わない別の沿線を利用して会社に向かおうと混み合った電車に乗ったところ、急ブレーキによる他の乗客の転倒に巻き込まれて負傷した。

A. ○ 労災認定される

判断ポイント

通勤災害の認定要件の1つとして「合理的な経路および方法」で移動を行うことが挙げられています。

合理的な経路と方法とは、一般的にその労働者が通常利用する経路と方法を指しますが、当日の交通事情などにより他の経路を選択せざるをえない場合は、その経路も合理的であるとみなされます。

ただし、特段の事情がないにも関わらず別ルートを利用していた場合は対象にならない可能性があります。

類似ケース

労災認定される

- ・単身赴任者が、帰省先から会社に向かった際に事故に遭った

この場合も「合理的な経路および方法」と認められます。
ただし、移動途中で飲食店に寄るなどの逸脱・中断行為があった場合はそれ以降の移動は通勤とみなされないため注意が必要です。

CASE3
業務開始前の災害

職場に到着後、作業場に行く途中で転倒した

職場に到着し、勤務開始前に制服に着替えて作業場へ向かおうとした際、階段を降りる途中で制服のズボンの裾が足に引っかかって転倒した。

A. ○ 労災認定される

判断ポイント

労災認定の対象になるのは、会社で定められた業務時間内に起きた災害だけに限りません。事業場内施設（オフィスや作業場）にいる限りは事業主の支配下・管理下にいるとみなされます。

また、制服への着替えや作業場への移動は業務の延長線にある行為のため、このような行為が原因で起きた災害は業務災害として認められます。

類似ケース

労災認定されない

- ・休憩時間や業務時間前後に、私的な行為によって負傷した
- ・社員同士が私的な理由で喧嘩をして負傷した

労災認定される

- ・トイレ休憩の際、清掃後のトイレの床で滑って負傷した

業務との関連性がない行為による災害は、事業場内であったとしても業務災害にあたりません。

一方、トイレ休憩など生理的行為は業務に付随する行為とみなされるため、業務災害と認定されます。

参考 | 厚生労働省「労災保険給付の概要」, <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rouesai/dl/040325-12.pdf>, (参照 2023.1.10)

もっと詳しく知りたい方へ

こちらの資料で
お伝えしています

← クリックでページに移動できます

無料 資料をダウンロードする >



ケーススタディで学ぶ!

労災対応がよくわかる
ガイド

Money Forward クラウド